

設置者氏名等変更届出書

- 1 設置者又は所有者等（所有者、管理者又は占有者等変更に係る権限を有する者）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地）を変更した場合、又は製造所等の名称及び設置（常置）場所の住所表記を変更した場合に必要となります。届出が必要な変更内容は次表の通りです。

内 容		項 目
設置者又は所有者等が法人の場合	法人の名称	名 称
	法人の代表者の役職	氏 名
	法人の代表者の氏名	氏 名
	法人の主たる事業所の所在地	地名又は番地
設置者又は所有者等が個人の場合	個人の氏名（婚姻等の事由により）	氏 名
	個人の住所	地名又は番地
製造所等の名称		名 称
製造所等の設置（常置）場所の住所表記		地名又は番地

- 2 一の届出で2以上の製造所等の氏名、名称、地名、番地変更が行えます。その場合は、届出書の「設置許可番号」、「完成検査番号」及び「製造所等の別」の欄に、「別紙」と記入し、同欄に記入すべき事項を別紙にまとめたものを添付して下さい。
- 3 氏名、名称、地名、番地変更に伴い、予防規程の変更が生じる場合がありますので、「予防規程変更認可申請」を行って下さい。なお、個人名のみの変更の場合は、「変更工事（軽微）届出書」による手続きで認められます。
- 4 所有権や変更に係る権限等の権利関係が移転する場合は、譲渡又は引渡に該当しますので、「譲渡引渡届書」が必要になります。また、「譲渡引渡届書」による変更の場合でも、上の表に該当していれば「氏名、名称、地名、番地変更届出書」が必要になります。
- 5 一の内容を変更したことに付随して、他の内容も変更が伴わないか確認して下さい。（例：法人名の変更に伴い、製造所等の名称にも変更が生じていないか等）

【提出時期】

変更があったときは遅滞なく届け出を行うこと。

【提出部数】

1部提出（控えとして保管されたい場合は2部提出）

【添付書類等】

※代理者による届け出の場合

・委任状

※その他、確認のため提出を求める場合があります。

【関連する手続き】

・「予防規程制定・変更認可申請書」

・「変更工事（軽微）届出書」

・「譲渡引渡届書」

【類似する手続き】

・「譲渡引渡届書」